

高山寺年表

奥
田

勲

A Chronogical Table of Kōzanji-Temple

Kōzanji-Temple in Kyōto has been notable from early days as a temple founded by Myōe and for its many cultural treasures. In reality, however, its historical figure is not clear to give us a total image. The reason is the insufficiency of the collection and editing of its materials as a property of a religious institution. For this reason, I have tried to make its historical chart by widely collecting the related materials both inside and outside the temple and by doing so, to grasp a complete image of this temple both timewise and spacewise. The priority of the study, therefore, has been given to the collection of materials and their individual examination is left to future study.

はじめに

洛北梅尾高山寺は明惠上人ゆかりの寺として、また多くの文化財を伝来している名刹として夙に有名である。各時代に数多の研究者によってそのさまざまな側面の解説が継続されてきた。特に鎌倉時代以来保持され来つた経蔵の典籍文書は近年の研究調査によつて、その偉容を徐々に見せ始めている。筆者もその驥尾に付して高山寺典籍文書の調査に携つてきたが、個別的な問題の背後にある高山寺の全体像はなかなか見えてこないのが実感であった。理由はさまざまにあろうが、十全な寺史を描くには資料の欠脱があつて、歴史的に繁簡一定しないためかに見える。そこで山内はもとより山外にも散在する高山寺関係資料を広く収集して、高山寺を時間的にも空間的にもトータルに捉える基礎資料を作成することを計画した。したがつて資料の集積を優先させたもので、個別的な吟味は今後の課題に残していることをお断りしておきたい。

凡例

- 1、本稿は高山寺にかかる事項を編年したものである。(収録下限は明治年間とした)
- 1、事項は広く、梅尾(梅尾)の地にかかる事柄、高山寺の形成、堂塔伽藍の隆替、子院・寺領にかかる事柄

などを採録したが、聖教の奥書識語に見られる、単なる書写場所としての高山寺やその子院の記事は採らなかつた。

一、毎年ごとに、年号・西暦を記し、次にその年の記事を掲げた。

一、各記事は○印でその単位を示し、○印の次に月・日を記したが、月・日を特定できない場合は、月のみ、季節、この年などと便宜記した。

一、記事の内、動作主体の明記していないものは明恵に關わるものである。

一、各記事の末尾の（）内は、その記事の出典又はその記事を含む典籍・文書・金石文についての記述である。

一、前項のための出典の略号は次の通りである。

行状—高山寺明惠上人行状（「明惠上人資料第一」所収二種）

夢—明惠上人夢記（「明惠上人資料第二」所収）

縁起—高山寺縁起（「明惠上人資料第一」所収）

田中「明惠」—田中久夫著「明惠」

景山「鎮守」—景山春樹「高山寺の鎮守とその遺宝」（初出「神道美術」、「明惠上人と高山寺」に再録）

景山「金銅」—「高山寺の金銅墓誌について」（「仏教芸術」一六）

明資第一—「明惠上人資料第一」

明資第二—「同第二」

史—「大日本史料」

井上・葉上「高山寺」—井上靖・葉上照澄著「高山寺」

雜攷—小川義章著「高山寺雜攷」（「高山寺典籍文書の研究」所収）

一、出典として高山寺所藏本を用いた場合は函架番号を次のように略記して示した。この場合書名を省略してくる場合がある。

重書類→重十番号 例「重 21」

第一部→一 + 番号 例「一 125」

第二部→二 + 番号 例「二 23」

第三部→三 + 番号 例「三 5」

第四部→函番号 + 整理番号 例「一四八 3」

一、同じく高山寺藏古文書は「高山寺古文書」（高山寺資料叢書）の整理番号により、たとえば第一部五六号文書は「古文書」56の如く略記した。

一、本稿に関連するものとして、奥田「明惠年譜（一）～（三）」、奥田「神尾山年表」がある。

一、本稿は「昭和五十六年度文部省科学研究費（総合研究（A））『高山寺所蔵の典籍文書の研究並に『高山寺資料叢書』の編纂』研究報告論集」及び「昭和五十七年度 同」に掲載した「高山寺年表稿」および「同 棚遺」を基礎として増補改訂したものである。いまだ遺漏・誤認も多々あると思われる、さらに補正を進めたく、大方の御批正をお願いする。

一、本稿を成すに当たっては、高山寺山主であられた故小川義章師、葉上照澄師の遺徳を蒙り、現山主小川千恵師には経蔵・山内調査について多大の御援助を悉なくし、また田中久夫氏・故景山春樹氏の著書論文、さらに団長築島裕先生を始めとする高山寺典籍文書綜合調査団団員のかたがたの学恩を受けた。とりどりに謝意を表したい。

貞觀年間（八五九～八七七）

○「の頃、賢一、王城の北山度賀尾寺に住し、般若心経を持經として修行す（日本高僧伝要文抄）

元慶二年（八七八）

○「の年まで三年間、尊意、度賀尾寺に住す（日本高僧伝要文抄）

長和二年（一一〇一）

○三・三、善妙神像納置の厨子（もと方便智院の金銅釈迦像のもの）にこの年紀あり

建永元年（一一〇六）

○十一、高尾の「院梅尾（櫛尾別所）」を後鳥羽院より賜り、十無尽院と名付け華嚴示興隆の道場とす（行状・夢）

○十一・八、後鳥羽院勅額「日出先照高山之寺」を藤原長房沙汰す（同裏書）

○十一・八、勸修寺灌頂院の蓮花壇を興然の沙汰として梅尾に移し念佛堂を新営す（一一七〇「梅峯由記」）

建保三年（一一一五）

○夏の頃、西の峰に三間一面の草庵を構へ練若台と名付く（縁起）

建保四年（一一一六）

○夏か、練若台の庵室は高峰にあり、四方晴れ、雲霧室内に満ち、寒熱ともに激しく、ために、の草庵を取り壊して下し、石水院の住房を造る、造営は仁和寺覺選法橋の沙汰による、又、石水院の北峰の傍に一宇の草庵を造り、のちに楞伽山と名付く、造営は督三位局の沙汰による（行状・縁起）

建保六年（一一一八）

○八・十一、梅尾の旧居を出、樋口に移る（夢、行状には秋の頃、おわが臨峰のいふあるにより賀茂の別所に移るもあり）

○八・十二、樋口より賀茂宿所に移り、のち田覚山の地に曳く（夢）

○八・二二、明恵の賀茂移住につき、後鳥羽院、賀茂能久に院宣を下し、一原野に止住せしめる（古文書 1 31）

○九の頃、能久、神宮の後方「二十余丁」を隔てて神山の内塔尾の麓に四五字の僧房及び経蔵一宇を建て明恵に施与す
(行状)

承久元年（一一一九）

○十・十一、快慶法眼作の釈迦像、快慶のもとより渡され高山寺本堂（金堂）に安置される（一 300 「善妙寺本仏釈迦像年記」・縁起）

○十一・一、釈迦像開眼供養、この日より仏聖そなへられ、常灯点火され、長日供養始行される、常灯は明恵と督三位局共に火をたき点火す、長日供養は二人の供僧十日（）ことじつと、朝は「理趣三昧並金剛界礼儀文」、夕は「唯心觀行式」なり、これらの諸費用は督三位局の寄進による、又同じ日、鐘楼の鐘の裏に明恵、真言・経文を書き、呪願を唱へて打ち、衆僧続いて打ひ、これは督三位局、亡き子少将に聞かせむと費用を寄せて打たせたるものな

り（一 300 「善妙寺本仏釈迦像年記」・縁起・「光明真言土沙勸信記」）

承久二年（一一一〇）

○四・五、新造の弥勒を本堂に安置し、騎士整ふ、両像は樅口法眼貢藏の沙汰によく（一 300 「善妙寺本仏釈迦像年記」・縁起）

（縁起）

○四・五、樅尾に移る」とを議す（夢）

○四・十六、本堂ならびに本仏三尊の供養行はる（一 300 「善妙寺本仏釈迦像年記」・縁起、但し縁起は「一十六日とする」）

○六・十二、明惠、石水院より樅尾に移る（一 254 「梅尾御物語」）

承久二年（一一一〇）

○秋の頃、賀茂の仏光山に再び移り、後高倉法皇の院宣を得て住す（行状）

○九・一一、禅堂院初出（一 276 「華嚴仏光三昧觀秘宝藏」）

○十一・十一、高山寺本堂の釈迦像ならびに弥勒像、賀茂別所に移さる（一 300 「善妙寺本仏釈迦像年記」）

貞応二年（一一一一）

○四・八、高山寺金堂の本仏（もと十輪院本尊）等を西園寺公經の沙汰として安置（縁起）

○七・九、快慶作の本仏半丈六の釈迦像を善妙寺の本尊として渡す、願主督三位局（縁起）

○七・二十、同じく供養（縁起）

- 秋、賀茂より梅尾に帰り、賀茂別所の房舎を移し建つ（行状、但し実は五月頃か）
- 秋頃より、賀茂より移築せる僧房において、行法坐禪修学を始む、又、円覺抄并解脱門義・信種義等を談ず（行状）
- この年、上覺重ねて梅尾の契状を書し、善妙寺の四至を定めて梅尾に付す（行状）
- 元仁元年（一二二三四）
- 四・一一、成忍筆の唐本十六羅漢并阿難尊者、善妙寺本堂に安置され、この日開眼供養さる（縁起）
- 四・一二五、湛慶作の善妙神像并獅子狗大等、善妙寺鎮守に安置さる（縁起）
- 四・二八、同じく鎮守において、仏事始行し、四十華嚴經を開題称贊し、問答講を行ふ（縁起）
- 秋頃、「起信論筆削記」を談じて、善妙寺鎮守講の配文とす（行状）
- この頃、山中の各所にて行法坐禪あり、羅婆坊は真言行法の道場、華宮殿は坐禪修練の地、繩床樹は坐禪入観の床とす（高山寺山内石塔婆による、景山春樹「高山寺の明惠上人遺跡」参照）
- 嘉禄元年（一二二五）
- 三・三、春日明神神前に狛犬安置さる（同銘）
- 四・八、はじめて仏生会を行ふ（田中「明惠」）
- 六・十五、梅尾の本堂において、はじめて説戒を行ふ、以後毎月十五日と晦日の両日を恒例とす（行状）
- 七・十四、賀茂の禅堂の一つを移して羅漢堂とし、この日、本堂の賓頭盧尊者像をここへ移す（縁起）

○七・十五、俊賀筆の唐本十六羅漢絵像、羅漢堂に安置する（縁起）

○八・十六、行寛沙汰の高山寺鎮守に白光神と善妙神の両神体を奉渡し、開眼供養を行ふ、又、神前に狛犬を安置す（縁起・喜海四十八歳時記〔明資第一所収〕・嘉禄元年八月明惠夢記〔明資第二所収〕・華嚴經〔一〇一～三九、八、23〕・行寛

法印願文〔報恩院本明惠上人行状別記所収〕・古文書一九）（狛犬銘、参考「獅子 狛犬」平成七年一月京都国立博物館展観図
録）

安貞元年（一一三一七八）

○三・二四、松尾證月上人慶政、多宝塔を供養し、明恵、導師を勤仕、百僧供養といふ（百鍊抄）

○八・二九、高山寺三重宝塔（四柱間各八尺、脇間各七尺、龕在り）の棟上行はる、覚巖法眼の沙汰による、寛喜年中に完成成（縁起）

○十・十五、願性（実朝の遺臣葛山景倫の法名）由良庄に一寺を建立し、実朝の頭骨を納める塔の建立を志し、この日明恵を請じて開堂供養を行ふ（円明国師行実年譜）

○一の年以前、方便智院経藏造立、後堀河天皇御願、平泰時沙汰（一一三一、40「天保十年三月八日掛川侍従宛慧友書状」）
○この年か、嘉禄年中天下大疫の時、高山寺金堂の礼堂の自在天絵像（成刃筆）を、明恵、開眼供養す（縁起）

安貞二年（一一三一七八）

○七・二十、石水院の後の谷より洪水急出し、水難にかかり、ために禪堂院を移建す（行状・縁起）

寛喜元年（一一三九）

○六・二七、高山寺の三重宝塔の文珠師利菩薩（定慶作）の開眼供養行はる、願主は藤原行兼（縁起）

○七・十七、定真、高尾に還住せず高山寺に余生を送る旨の起請文を書く（史・三千院文書）

○十・六、神護寺講堂落慶供養行はれ、明惠導師を勤む（神護寺文書五）

○十・十五、高山寺の鎮守三社を西経藏造営のため西山の傍に移す（縁起）

○冬頃、楞伽山の東谷を去ること一丁ばかりに二字の庵室を結び、三加禪と称す（縁起）

○この年、大門（覲嚴沙汰）・阿弥陀堂（參議雅經室施入）造立さる（縁起）

寛喜二年（一一四〇）

○正・一二三、海住山慈心房観真、高山寺の四至を定め、官符を申下すことについて明恵と申し合す（縁起）

○正・一二六、高山寺の四至のことにつき、一山の諸僧上下二十餘人及び畠人十人、四至の堺を巡見す（縁起）

○正頃か、三加禪の庵室を移して禪河院とす（縁起）

○閏正・三、この日までに高山寺四塲絵図作成され、この日観真及び仁和寺御室（道助法親王）のもとに送られ、四至のことを申し入る（縁起）

○閏正・十、高山寺（善妙寺を含む）四至のことにつき官符宣下され、堺の四至に榜示を打つ、その四至は、高山寺は東は中河を限り、南は滝尾堀を限り、西は槇尾谷・押河谷を限り、北は机谷を限る、善妙寺は東は東峯を限り、南は大覺寺堀・横路を限り、西は砥取山峯尾筋を限り、北は大道を限る、又境内に於ける過樵採漁獵を禁ず
(縁起・神護寺文書・神護寺藏「神護寺領高山寺絵図」)

寛喜二年（一一三三一）

○四・十七、紀州へ下向し、この日、施無畏寺本堂の供養を行ふ、又、施無畏寺の四至及び殺生禁断の文書に袖判を加ふ（施無畏寺文書・紀伊国阿弓河莊史料一）

○十一・九、後鳥羽院宸筆の金泥漢字阿弥陀三尊一舎を奉請せる旨の請文を西蓮房に送る、なほこの三尊はのちに禅堂院西面持仏堂に懸けらる（古文書一 41・縁起）

貞永元年（一一三三一）

○正・上旬、宣陽門院、行遍に仰せて丹波国野口庄埴生村水田六町を三重宝塔仏聖灯油人供料として寄進（縁起）

○二・二三か、明惠の五七日の修善として、図絵弥勒像及び行願品二十巻、糸野尼の沙汰として施入、導師松尾松月房慶政（最後臨終行儀事「明資第一所収」）

○三・七、明惠の七七日修善として、弥勒像及び八十花嚴經書石面を施入、導師大原野勤行房光弁（同）

○三・七か、深草前斎宮、自筆の金泥普賢行願品に砂金拾両を添へて施入（同）

○四・三十か、明惠の百ヶ日修善として、三重宝塔諸仏像、阿弥陀堂弥勒像など多数を、覺嚴・宰相律師等の沙汰により、造立・開眼、導師松尾松月房慶政ら（最後臨終行儀事・縁起）

天福元年（一一三三一）

○一・一、建仁三年（一一〇三）解脱房貞慶より受けし仏舍利、高山寺舍利塔に安置さる（縁起）

○九・八、高信、自刻明惠像・三部花嚴經・光明真言加持土砂等を施無畏寺に安置又は施入（施無畏寺文書・縁起）

○九・八か、義林房（喜海）、小田一所を施無畏寺に寄付（縁起）

○十・三、喜海、高山寺境内の明惠上人遺跡（石水院・華宮殿・羅婆坊・繩床樹・遺跡窟）に顯彰の板率都婆を立つ（現存の石率都婆の銘文による）

文暦元年（一一一〇四）

○十・十九、富小路盛兼、外畠に仏閣を開き、釈迦像を安置し、」の日開眼供養を行ふ、導師喜海（縁起）

嘉禎元年（一一三三五）

○四・二一（縁起は一一三）、春日住吉両大明神形像を南社（東經藏西面）に安置、（一七六三「日出先照高山之寺鎮守之事 経藏之事」・縁起）

嘉禎二年（一一三三六）

○九・二二以前、禪堂院の東南角に十二三重宝塔造立され、明惠の本尊たりし弥勒像安置される。覺嚴の沙汰による（縁起）

嘉禎三年（一一三三七）

○正・十八、高山寺十三重塔内千躰釈迦像開眼密供養、導師行遍（縁起）

○正・十九、同じく顯供養、導師喜海（同）

暦仁元年（一一三三八）

○正・二九、富小路盛兼の沙汰により住吉明神を鎮守社殿に勧請、細川庄を御供灯油料として寄進、禪堂院長日勤
行料としても同時か（縁起）

暦仁二年（一一三三九）

○一・四、阿育王塔供養、富小路黄門（盛兼）沙汰（縁起）

寛元元年（一一四三一）

○この年、九条道家、成忍をして高山寺の春日大明神を写さしめ、東福寺の鎮守とす（井上・葉上「高山寺」）

寛元二年（一一四四四）

○正・十九、明恵十三回忌に当り、羅漢堂を新たに造立しこの日供養、造立の願主は定真・喜海及び諸大檀那、供
養の導師は喜海、前日十八日に、仁和寺道深法親王、開眼供養を行ふ（縁起・仁和寺御伝）

○正・十九、東經藏の欠本を一部補ふ（同）

○この年以前、十無尽院經藏造立、後嵯峨院御願（一一三三一四〇「慧友書状」）

寛元四年（一一四五六）

○十一・二九、近衛摂政殿（兼經）の命により、高山寺鎮守毎月の講演を始め、この日始行す、講師喜海、問者聖

範（一七六・3）

宝治元年（一一四七）

○一一・一二八、聖教奥書類に方便智院初出（九六・3〔7〕「十一天和記」）

宝治二年（一一四五）

○九・一一、「覺巖十二回詔」に当り、子息覺縁等のために常行法華三昧を定置す（縁起）

宝治某年（一一四七～一一四九）

○五、神護寺・高山寺両寺の僧等契状あり（古文書一66）

建長一年（一一五〇）

○一〇、高信、仰せ（後嵯峨院か）により「高山寺聖教目録」を注進（一244回叢）

建長五年（一一五五）

○一〇、高信、仰せ（後嵯峨院か）により「高山寺縁起」を注進（同奥書）

文治元年（一一六〇）

○八・十、加賀国右本庄、方便智院御堂料として施入さる（古文書一 82）→弘安五・十一・一

文永二年（一一六五）

○この年、照念院殿下（近衛兼平）南社を再建す（一七六 3）

文永四年（一一六七）

○三・十七、鹿御正体付属唐櫃封入の龍子を仁真入手す（景山「鎮守」）

文永七年（一一七〇）

○八・十、仁和寺法助、高山寺に小堂を建てて金剛定院と号け、金剛薩埵像を安置し、大和国奄治庄をこの仏事所として寄進し、この日定書を成す（古文書一 90）

弘安二年（一一七九）

○夏、石水院殿春日社壇に於いて和漢詩歌・舞楽あり（三七 5 [1] 包紙）

弘安四年（一一八一）

○閏七・二、近衛姫君、出家して密に梅尾に入る（勘仲記、閏七・八条）
○十・十四、鹿御正体付属唐櫃封入物添状を仁真認む（景山「鎮守」）

- 弘安五年（一一八一）
- 三・十一、經弁、方便智院僧形八幡御影を図す（一七四 15他「方便智院新写八幡宮之事」）
- 三・十五、同じく彩色開眼を行ふ（同）
- 四・三、八幡社を新嘗し遷宮す、開眼導師仁真（一四八 36）
- 十一・一、方便智院御堂料の加賀国右本庄の前田四段を薩摩右衛門入道へ沽却する田仁真識す（古文書一 82）→文心元・八・十
- 弘安十一年（一一八八）
- 正・十三（四・一〇）、尼如觀、河内国新開新莊下司名田を方便智院に寄進（古文書一 121・94）
- 永仁二年（一一九四）
- 九・八、八月八日薨去せる近衛兼平の追福のため、仁真等、華嚴經一部八十巻を施入す（高山寺藏金銅墓誌・景山「金銅」）
- 正安元年（一一九九）
- 八・十、「伏見院院宣あり、」の口より長日勤行（一七四 23・古文書一 104）
- 正安二年（一一〇〇）

○一・九、源忠貞等、亡父季能の信仰せる地蔵菩薩像を梅尾入江房乗達房に安置し、但馬国高田郷地頭職をその仏聖灯油料として寄進す（古文書一 107）

正安四年（一二三〇）

○八・一、三日坂弥勒堂燈油につき、仁真定書あり（古文書一 109）

嘉元元年（一二三〇）

○十一・十四、善妙寺中尾坊、比丘尼円正置文を成す（古文書一 114）

○十二・十五、鹿御正体付属唐櫃に、仁弁、銀の愛染王を納む（景山「鎮守」）

元応二年（一二三二）

○九・八、花園上皇、石水院を訪れ、春日住吉両大明神を拝す（花園院御記）（岩佐美代子「明惠上人と京極派和歌」

〔「仏教文学」8 昭和59・3〕参照）

元亨二年（一二三二）

○十一・一・九、比丘尼明雲、天福元年喜海建立の遺跡板率塔婆を石率塔婆に作替ふ（同銘文）

元亨三年（一二三三）

○九、神護寺・高山寺契状あり（古文書 129）

元徳11年（元弘元年）（1331.11）

○一頃、美濃国小木曾庄、仁和寺無量寿院より方便智院（仁弁住）に譲付（1月120「上井夢記」）

建武11年（1334.5）

○閏十・十六、後醍醐天皇、梅尾行幸（師主記、康永四・五・十条）

建武11年（延元元年）（1334.6）

○正・三、鹿御正体付属唐櫃に、仁弁、沙人毘沙門一体・小竜一を納む（景山「鎌市」）

○足利直義、梅尾寺に御教書を下す（古文書 14）

○六、高尾・梅尾に戰陣置かる（太平記十七）

暦応元年（延元11年）（1334.8）

○十一・二十一、玄觀房弁親、近江国吉見庄を方便智院阿弥陀堂へ寄進（古文書 150）

○八・十一、烟姫宮、和泉国淡輪庄東方を梅尾東坊空悟上人（弁耀）に譲附す（古文書 165）

暦応11年（延元四年）（1334.9）

○十・八、花園上皇・光嚴院、梅尾に御幸（師守記）

○十一・二一、鹿御正体付属唐櫃に、仁弁、大師御筆一枚を納む（景山「鎮守」）

康永元年（興国二年）（一一四一）

○六・八、梅尾の坊焼失（師守記）

康永三年（興国五年）（一一四五）

○八・九、高山寺造営の功人の事（師守記）

康永四年（興国六年）（一一四五）

○五・十、建武二年梅尾行幸につき記事あり（師守記）

貞和四年（正平二年）（一一四八）

○三、西園寺実俊、梅尾に詣づ、春日の御影、關伽井房等あり（竹むきの記）

觀応元年（正平五年）（一一五〇）

○九・一、知事了玄及び尊忠、神護寺・高山寺境界契状を成す（古文書一 157）

永和三年（天授二年）（一一一七年）

○十・七、惣門修理の事あり（古文書 173）

永徳二年（弘和二年）（一一一八年）

○一一・一一、仁和寺御法守法親王置文あり（古文書 177）

康応元年（元中六年）（一一一八九年）

○七・二十、大覺寺殿西御所（寛教法親王・深守法親王）梅尾に参詣し、春日大明神より明惠上人の感得せる仏舍利及春日住吉の神体を見る、結縁の人々千余人（東寺王代記・大覺寺門跡略記）

応永十四年（一四〇七年）

○一一・一一、梅尾の坊焼」（教言卿記）

応永十六年（一四〇九年）

○九・六、元亨二年建立の羅婆坊石率塔婆破損につき造替、願王真譽（同銘）

応永二十年（一四一九年）

○一・九の年、梅尾に住せる義仁法親王（光嚴院子）没す（井上・葉上「高山寺」）

応永十九年（一四二二）

○「」の年、足利義量室・足利義持ら春日社参詣（同）

永享八年（一四三六）

○四・十七、幕府、山城国富家殿の田地につきでの入江坊・關伽井坊間の相論に裁決を下し、入江坊雜掌に付すべ
めることを命ず（古文書一208）

永享十年（一四三八）

○十・二六、幕府（足利義教）石水院修造奉行に入江坊を、鑑の保管に關伽井坊を命ず（一四八38「石水院造営記」）
○十一・二六、石水院造営のため公方奉行四人登山す（一四八38）

永享十一年（一四三九）

○正・十六、石水院造営始まる（一四八38）

文安元年（一四五四）

○九・十一、春日大明神開帳、洞院前内府入道殿（康富記）
○十・二、南都大乗院の所望により、春日大明神御影開帳、道俗参拝す（同）

文安五年（一四四八）

○八の年、一条兼良、春日社参詣

亨徳四年（一四五五）

○一・二月、比丘尼宗勦、舍利塔一基を高山寺に寄進（古文書1 215）

寛正元年（一四六一）

○五・九、季瓊真樂、梅尾に參籠し春日住吉両明神及び明惠上人像を奉拝す（藤原新田錄）

応仁元年（一四六七）

○七、山名宗全持豈、禁札を下す（古文書1 6）

応仁元年（一四六八）

○八の頃より、仁和寺・心蓮院の信嚴、觀海院に住す（古文書1 245）

文明元年（一四七〇）

○四・三十一、梅尾ノ火ノヘヘ焼失（大乘院寺社雜事記）

文明六年（一四七四）

○三一、畠山義就、高山寺に禁札を下す（古文書）8

文明十一年（一四七九）

○十、高山寺衆徒、石水院を修造せんとして資を興福寺に募る（保阪潤治氏所蔵文書、史料綜覽による）

明応二年（一四五三）

○二の年、鎮守社朽損し、石水院拝殿に移座（雜攷・景山「鎮守」）

永正四年（一五〇七）

七・一一四、仁和寺^玉權尾より持來云々（実隆公記）

永正十四年（一五二七）

○三一・四、信嚴没後、中坊觀海院^{いのち}と争讐起る（古文書）245

永正十五年（一五二八）

○五、石水院春日之奉加帳の」とあり（古文書）245

○十・十三～三三、石水院開帳（一四八・38）（宣胤卿記）

永正十六年（一五二九）

○十一・十四、石水院の上葺下造作を南都興福寺和州の国民、京都丹州等勧進により修補し、この日功終る（一四八
38）

天文二年（一五三九）

○十一・十七、高山寺知事職につき室町幕府奉行人連署奉書あり（古文書一 233）

天文八年（一五四九）

○十・二・八、南都より高山寺に至る旅程を記す（多聞院日記）

天文十六年（一五四七）

○閏七・五、十三重塔婆以下」と「とく炎上（巖助大僧正記・続史愚抄）

○閏七、兵火のため堂塔僧坊」と「とく滅却、細川玄蕃頭城郭を構へ、晴元これを攻むる故なり（同）

天文十八（一五四九）

○十一、梅尾一乱により、春日住吉両神影及び明惠絵像を南都春日社の本談義屋の倉へ移す（興福寺遷移記・景山「鎮
守」）

天文二十一一年（一五五二）

○五・十一、前条の開帳を南都四恩院にて行ふ（同）

天文年間（一五三三～五五）

○一の頃、細川の臣薬師寺備後守夫人清範、十無院を靈雲院に移建す（井上・葉上「萬山寺」）

永禄八年（一五六五）

○十一・一七、春日大明神供用のりあり（古文書一 247）

元亀元年（一五七〇）

○一の年、兵乱により山内破壊・焼亡あり（華嚴縁起第一卷裏書き）

天正十年（一五八一）

○五・一五、高山寺山林并善妙寺村四五畝上あり（古文書一 249）

天正十一年（一五八二）

○一・一六、正親町天皇、寺領山林安堵の綱印を下す（古文書一 250）

天正十八年（一五九〇）

○三・十五、一乘院、節念のため春日明神開帳す（古文書一 277）

○三・十五～一二一、春日開帳し、多数参詣あり（同）

○春（同じ頃か）、春日明神開帳に陽明（近衛信輔）参詣し、西洞院時慶同行し歌あり（前參議時慶卿集）

慶長九年（一六〇四）

○閏八・二四、船橋秀賢、梅尾新鑄鐘の鐘銘を撰す（慶長口件録・一七四 20 「高田寺鐘銘並撰文」）

元和二年（一六一七）

○十一・十一、昕叔顯暉、梅尾高山寺に詔す（鹿苑日録）

元和四年（一六一八）

○二の年、春日住吉両明神開帳（仁和寺本「梅尾両大明神御開帳記」）

元和六年（一六二〇）

○十・一一、寛喜二年の神護寺領高山寺絵図（梅尾を含む）を修補す（同識語）

元和七年（一六二一）

○、の年、春日住吉阿明神開帳（仁和寺本「梅尾西大明神御開帳記」）

寛永四年（一六二十七）

○十一年・十二年、春日住吉阿明神宝殿修復成り、覺深法親王命額を奉る（古文書 | 269）

寛永十年（一六三十七）

○十一・十二年、仁和寺覺深法親王高山寺置文成る（古文書 | 271）

寛永十一年（一六三十四）

○一、仁和寺覺深法親王高山寺定置條々成る（古文書 | 272）

○、の年、秀融・永弁らの尽力により仁和寺古堂を移建し金堂とす（井上・葉上「高山寺」）

○、の年、南都田照寺宮、金堂に応身説法釈迦牟尼仏を寄贈（回）

寛永十三年（一六三十六）

○、の頃、秀融・永弁らの尽力により開山堂復興（井上・葉上「高山寺」）

○十・十八・十九、権尾平等・心王院衆僧、仏舍利及び弥勒像（井上もと梅尾寺什物）を寄進す（古文書 | 274）

寛永十四年（一六三十七）

- 一一・十八、一乘院「品法親王、石水院大明神開帳」(一七六·4「石水院開帳記」)・仁和寺本「梅尾両大明神御開帳記」
- 四・六、鎮守社修理行はれ、春日大明神形像一舖を納む(景山「鎮守」)
- 七・二七、石水院差図あり(仁和寺藏)
- 七、石水院宝藏一字修理(一四八·38「石水院造営記」)
- 一・七、春日開帳(一一一·6)
- 一の年、鎮守社再建し、石水院にありし鎮守を還元す(雜攷)
- 寛永十八年(一六四一)
- 十一・一・十、三尊院初出(古文書一·276)
- 慶安一年(一六四九)
- 五・十一、「春日住吉両社開帳」(一一一·1「慶安一年御開帳記」)・(一一一·19「梅尾両大明神御開帳記」慶安一年己丑五月日)・仁和寺本「梅尾両大明神御開帳記」
- 慶安年間(一六四八~一六五二)
- 一の頃、永弁、十無尽院を復興(井上・葉上「高山寺」)
- 寛文五年(一六六五)

○三・二八、一乘院、一品親王 梅尾登山（一七六四「石水院開帳記」）

○三・二八、報恩院初出（同）

寛文七年（一六六七）

○五・十五、富小路永貞、梅尾に参詣し、春日・住吉大明神御影開帳を拝す、訖麻筆にて、春日は下に白袴、上は袈裟をかけ、頭に帽子の如きものを冠る、住吉は帽子に白袍・白榜なりと（永貞卿記）（史）

元禄八年（一六九五）

○十・十二、永弁没

宝永五年（一七〇八）

○この年、山内図あり（井上・葉上「高山寺」）

享保二年（一七一七）

○四・八、山内火災あり、宝性院より出火、御廟・開山堂・摩尼殿・禅堂院（食堂）等焼失（一一七〇「高山寺略記」）

享保七年（一七二二）

○十一、禅堂院再建の業始る（一一七〇）

享保八年（一七二三）

○この年、石水院修理、寺務奉行僧正孝宥、修理奉行三尊院詮辨（一七五三〇「石水院修補日記抄出書上」）
○この年、禪堂院の跡に開山堂新宮、次いで御廟再建（井上・葉上「高山寺」）

享保九年（一七二四）

○この年、春日住吉万人講あり（一七二二一三）

享保十五年（一七三〇）

○五・二八、春日住吉両社宝前に石燈籠一対献納さる（石水院西庭現在）

享保十六年（一七三一）

○この年、明惠上人第五百回遠忌、一夜二日光明三昧修せらる

享保十七年（一七三二）

○一、「春日住吉両大明神、江戸深川永代寺にて開帳（一七三二一〇）

○四、春日住吉両大明神御本地供、護摩永代修行行はる（一四八二一「京梅尾山春日住吉両大明神御本地供之日護摩施主
人名列帳」）

元文二年（一七三二八）

○ゝの年、護法善神常夜燈施入る

元文四年（一七三九）

○四～五、一條院宮より春日住吉両大明神開帳仰付により開帳す（一一一一一 14・17・18）

寛保二年（一七四一）

○六・七、善財院焼失（一一七 80）

宝暦二年（一七五一）

○ゝの年、天満宮永代常夜燈施入

宝暦十二年（一七六一）

○六～十一・六、石水院神影修理（一七五 30）

○十一・十一、春日住吉明神像を修理し、宥証裏書す（井上・葉上「高山寺」）

宝暦年間（一七五一～六四）

○ゝの頃の山内図あり

明和六年（一七六九）

○一、「春日住吉大明神開帳（一一一月十九・十五・十六）

安永八年（一七七九）

○五、弁才天石燈籠施入

天明六年（一七八六）

○この年、石燈籠一基献納さる（石水院西庭現在）

寛政元年（一七八九）

○一、「春日住吉両大明神開帳（一一月十八）

○この年、山神永代常夜燈施入さる

寛政四年（一七九二）

○十一・十一、神護寺にて宝物展閲あり（史）

寛政五年（一七九三）

○この年、春日大明神石燈籠施入さる

寛政九年（一七九七）

○の年か、鎮守（護法善神・天満宮）造営（一五七四「高山寺三尊院密雅願文」）

文化八年（一八〇五）

○の年、開山堂の鑑真和尚木像作らる。

文化五年（一八〇八）

○十一、社壇破損につき、僧護・定刹のれを修理し、五社を鎮座勧請せしむ（在金堂木札裏書）

文化九年（一八一三）

○十一・一一、大乘院、春日住吉両大明神開帳（一一一一一一一）

文化十一年（一八一五）

○四・一七、善妙寺再建修復（八七 124 [1] 棟札等）

文政十一年（一八一八）

○四・一七、善妙寺再建修復（八七 124 [1] 棟札等）

文政十三年（一八三〇）

○七・三、大地震により経蔵崩壊し法鼓台のみ残る（一一三一 40）

天保二年（一八三一）

○正・十九、明惠上人六百年遠忌、慧友、掛川侍従に消息を贈る（一一三一 40）

天保十年（一八三九）

○三・八、高山寺経蔵再建につき、慧友、掛川侍従に消息を贈る（一一三一 40）

○夏、梅尾顯経蔵開封（題跋備考・史）

○八・二六、十無尽院経蔵修理

○九・十八～十二・十九、慧友ら、三社宝殿を造立し、行覽法眼沙汰の八十華嚴經及び狛犬三対を修補す（左右誌及狛犬銘）

天保十二年（一八四一）

○五・二七、鹿座御正体厨子の袋を近衛忠熙寄進す（景山「鎮守」）

○五・二九、石水院補修成就（慧友の記あり、雜放所引）（景山「鎮守」）

○九・五、冷泉為恭、弘安五年に成りし方便智院僧形八幡御影を新写す（一七四 15他「方便智院新写八幡宮之事」）

天保十三年（一八四一）

○十一・四、鹿嶋・香取以ト五神を、僧護・密護・証成ら勧請す（金堂木札裏書）

天保十五年（一八四五）

○この年、石水院裏股修補（西面拝所裏股修補記、慧友筆）

弘化三年（一八四六）

○九、慧友、金堂糸迎如来像を修補（井上・葉上「高山寺」）

嘉永元年（一八四八）

○この年か、仁和寺清仁法親王の命により、慧友、仏足石再刻、一説に文政年間（井上・葉上「高山寺」）

嘉永二年（一八四九）

○正・十五・三・十九、石水院修補（一四八三八・八八二）

嘉永六年（一八五三）

○七・十、慧友没

嘉永七年（一八五四）

○一一・申日、表參道に常夜燈[石燈籠]一対献納さる。

安政六年（一八五九）

○九・二四、密護沒

文久元年（一八六一）

○八・春日住吉両明神板絵成る（景山「鎮守」）

明治十四年（一八八一）

○四・一二五、山内火災、二王門等焼矢（四八・25「明治十四年高山寺再建寄附願書並勸進状」）

明治二十一年（一八九八）

○六・一二五、石水院を金堂東より現在地へ移建す、明治二十一年十一月十九日付の京都府の命令による

明治三十一年（一八九八）

○三一・三一、石水院（五所堂）古社寺保存法により特別保護建造物となる